

深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1. 総合戦略策定の趣旨

我が国は、2008年から人口減少時代に突入しています。国の「長期ビジョン」では、人口の推移がこのまま続けば、人口は急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなると指摘しています。

こうした人口減少に関する基本認識を市民とともに共有し、まち・ひと・しごと創生に向けた本市の施策を総合的かつ計画的に推進するため、深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

2. 総合戦略の位置づけ

この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するもので、深川市の人口ビジョンを踏まえ、本市のまち・ひと・しごと創生に関する「目標」や「施策の基本的方向」などを定めた基本的な計画と位置づけます。

3. 計画期間

総合戦略の計画期間は、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間とします。

4. 基本目標と施策

深川市の人口ビジョンで示した「2040年の人口を1万5千人程度に維持する」という長期的展望に立ち、深川市の総合戦略の基本目標として、以下の4つの柱を設定し、主要施策等を定めて推進していくこととします。

基本目標1 産業を育て、生き活きと働くことができるようにする

- (1) 本市を支える農業等の維持発展
- (2) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興
- (3) 企業の経営体質強化と商店街づくり
- (4) 企業誘致の推進
- (5) 働きやすい環境の整備

基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む

- (1) 移住・定住の推進
- (2) 観光・スポーツ・文化等を通じた交流人口の拡大
- (3) 高校・大学等との連携

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 男女の出会いをつくる
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 小児医療及び周産期医療の提供体制等の確保
- (4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本目標4 住み続けたいまち、そして誇りをもてるまちをつくる

- (1) まちなか居住などの住環境の整備
- (2) 雪国の快適な生活環境づくり
- (3) 公共交通の確保
- (4) 安心を支える健康・医療・介護施策の充実
- (5) 未来を担う人づくり
- (6) 防災などの暮らしの安全
- (7) 人口減少を踏まえた公共施設等の維持管理
- (8) 空家住宅対策
- (9) 広域連携の推進

基本目標ごとの主要な施策

基本目標1 産業を育て、生き生きと働くことができるようにする

- 数値目標
- ・農業生産額：116億円（H23～H26平均：111億円）
 - ・工業（製造業）出荷額：50億円（H25：45億円）

地域営農法人の設立

- 離農者の農地や農業用施設・機械を一括譲り受けて経営
- 農業後継者や新規就農希望者などを雇用
- 将来独立して農業経営が行える人材を育成

農地の分散化を防ぎ、合理的な農業経営を続けられるよう、離農者の農地や農業用施設・機械を一括して譲り受けて経営する組織としての「地域営農法人」を、行政とJAが連携して設立します。また、この法人において農業後継者や新規就農希望者などを構成員として雇用し、営農経験を積ませ、将来独立して農業経営が行える人材となるよう育成します。



特産品の開発

- シードル生産量増大、ジュースやジャム等の新たな加工品を開発
- 「深川名物応援宣言」を行い、深川の名物となる商品開発を促進

深川市地域資源活用施設を核として、「ふかがわシードル」の原料確保のための果樹園造成を推進しながら、シードル生産量の増大を図るとともに、ジュースやジャム等新たな加工品開発に取り組めます。

平成27年8月に改正地域資源活用促進法が施行され、この改正法に基づき自治体が「ふるさと名物応援宣言」を行うことによって、商品開発に取り組む事業者が国の補助金の優先採択を受けることができるようになるため、本市においても「深川名物応援宣言」を行って市内事業者の取り組みを支援するとともに、ものづくり産業活性化補助事業を拡充した「元気印サポート補助事業」の活用を図り、「深川名物」となる商品開発を促進します。



商品化決定「そばのり巻き」

基本目標2 本市の魅力を発信し、ひとを呼び込む

- 数値目標
- ・観光客入込数：年 129 万人（H26：年 116 万人）
 - ・移住件数：年 20 件 5 年間累計 100 件（H26：年 8 件）

移住・定住の推進

- 本市の魅力や優位性を積極的に発信
- 空家を活用した住宅環境整備や生活支援など、熟年移住者等の住み替えを支援

本市は、明確な四季のもと米や畑作物、果樹をはじめとする豊富な農産物が生産されるなど豊かな自然条件に恵まれるとともに、道央自動車道深川 I C、国道 12 号、JR 函館本線・留萌本線などが通る、北海道における交通の要衝となっているなど地理的条件にも恵まれた好立地にあります。また、地震・台風などの自然災害が他の地域に較べ少ないことも大きな特色となっています。こういった本市の持つ自然的、地理的な魅力や優位性を市外に向けてより一層積極的に発信し、人を呼び込むことに努めます。



「短期間の深川暮らしを体験したい」というニーズに応え、移住体験住宅の充実、二地域居住やシーズンステイの拡大に努めるとともに、移住者向けの住環境整備や移住後の健康レベルに合わせた生活支援など、熟年移住者等の住み替え支援に取り組みます。

観光による交流人口の拡大

- 自治体間連携による広域観光を推進
- 旭川空港を活用した「インバウンド観光（訪日外国人観光）」を推進

北空知各町など周辺自治体の観光資源とも連携して、温泉・史跡・景勝・体験・グルメ・まつりなど観光客の嗜好や関心に広く対応できる観光ルートづくりや圏域全体の PR を行う「広域観光推進事業」を実施し、観光における自治体間連携を進めます。

北海道においても、訪日外国人数は増加の一途をたどっており、特に中国、台湾をはじめとするアジア地域からの旅行客の増加が顕著なことから、旭川空港の活用とともに道北観光を推進する各自治体との連携も視野に入れた「インバウンド観光の取り組み」を進めます。

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標 ・合計特殊出生率：1.50
(H25：全国 1.43、道 1.28、市 1.28)
(H26：全国 1.42、道 1.27 市 1.48)

出会いの創出

○ 地域住民の方々を「縁結びサポーター」として委嘱

未婚化・晩婚化の対策として、独身男女の出会いを創出する事業を実施する団体等に対して市が助成するとともに、各実施団体等と情報交換を行い、より効果のある事業の実施に努めます。

また、各地域の住民の状況を把握している方々を「縁結びサポーター」として委嘱し、男女の出会いを支援するための研修会や情報交換会等を開催します。



小児科・産婦人科医師の確保と子育て支援

○ 医育大学と連携を深め、常勤医師の派遣要請を強力に進める

必要な医療体制を確保し、子育て世代などが安心して子どもを産み、育てられるよう、小児科常勤医師の確保にあっては、旭川医科大学との連携を深め派遣要請を強力に推し進めます。

なお、道北部、東部の関連医療機関への医師派遣を担う旭川医科大学の医局においても、医師不足は深刻なものがあり、小児科常勤医師の派遣には、市立病院におけるその必要性を大学側に強く認識してもらう必要がありますが、そのためには、より多くの小児科外来の利用実績が重要なため、そのことを地域住民に広く理解してもらい、市立病院の小児科を利用してもらえるような周知に努めます。

また、産婦人科医師は全道的に絶対数が不足している状況にありますが、北海道大学医学部への常勤医師の派遣要請をはじめ医師の紹介や斡旋をする民間業者等の活用、市民等からの情報提供への対応などの取り組みにより常勤医師の確保に努めます。

○ 子育て支援策の継続と充実

子育て支援のより一層の充実を図るため、妊娠、出産、育児を通して切れ目のない支援と、地域で子育てを支える体制や環境づくりに努めます。

具体的には、国の軽減制度に上乗せする「保育所保育料軽減措置」、中学生まで無料の「子ども医療費支給事業」、仕事と子育て両立支援の「育児休業取得支援助成金事業」、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する「特定不妊治療費助成事業」「一般不妊治療費・不育症治療費助成事業【新規】」などの本市の独自施策を継続・充実します。

基本目標4 住み続けたいまち、そして誇りをもてるまちをつくる

数値目標 ・住みよいまちと感じている人の割合：7割
(H23：52.8%「深川市まちづくりアンケート結果」)

除雪サービスセンターの開設

- 除雪に関する総合的な相談窓口を設置
- 高齢者等の除雪相談、現地確認、請負業者の紹介などを実施

除雪サービスセンターを開設し、除雪に関わる総合的な相談窓口を設け、高齢などの理由で除雪に苦慮されている市民の除雪相談、現地確認、請負業者の紹介など、相談者へのきめ細やかな対応に取り組むこととし、雪国の快適な生活環境づくりを支援します。



公共交通の確保

- 地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能な公共交通網を確立

公共交通に関する市内の地域間格差の解消を図るとともに、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、平成24年度に開始した「高齢者バス利用料金助成事業」を継続します。

本市の公共交通の現状や課題の整理を踏まえ、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにした「地域公共交通網形成計画」を策定し、この計画に基づいた、持続可能で市民が利用しやすい公共交通網の確立に向けた事業を計画的に取り組めます。

